

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年8月22日（平成28年（行情）諮問第507号）

答申日：平成28年11月9日（平成28年度（行情）答申第503号）

事件名：電子電話番号簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「電子電話番号簿（市ヶ谷を除く）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成28年3月18日付け防官文第4913号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「電話電子番号簿」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、平成28年3月18日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、特定した行政文書のうち、市ヶ谷駐屯地部分について平成27年11月6日付け防官文第17691号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分を行い、本件対象文書について、その一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、平成28年3月18日付け防官文第4913号により、当該部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、緊急時の連絡部署及びその内線番号（公表資料等において、既に公にしているものを除く。）については、これを公にすることにより、緊急時の連絡先や連絡態勢あるいは枢要な部署が推察され、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全が害されるおそれ

があることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書の收受
- ③ 同年9月6日 審議
- ④ 同年11月7日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、市ヶ谷駐屯地を除く陸上自衛隊の各部署の内線番号が記載されたものである。

異議申立人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書中、陸上自衛隊の緊急時の連絡部署並びにその内線電話番号及びFAX番号が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急時の連絡先や連絡態勢あるいは枢要な部署等が明らかとなり、有事等の際に、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を来すなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久